

2025年2月14日

長野県

知事 阿部 守一 様
環境部長 諏訪 孝治 様

リニアから自然と生活環境を守る沿線住民の会
代表世話人 熊谷清人

〃 大坪勇

〃 北林強

連絡先 飯田市上郷黒田 1902 - 10

北林強

090-1865-8868

抗議文

私たち住民の会は、1月27日の長野県のJR東海への「助言」送付を受けて、助言にたいして詳しい話をききたいと思い、県環境政策課に懇談を申し入れました。ところが担当課からは「助言はあくまで事業者に対して行ったものである」との理由で懇談を拒否されました。確かに助言の対象は事業者ですが、その影響を受けるのは地元の住民です。県知事助言によって飯田市や近隣町村なども今後、施策に影響を受けることとなります。

このような住民にとって重要な問題について県が住民との懇談を避けようとするのは住民を軽視する姿勢といえます。

こうした県当局の態度を改めていただきたいことを、まず申し上げます。

○助言本文について

(1) 「助言」の「II 土曾川橋りょう橋脚での要対策土の使用」の冒頭で「事業者が、実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を回避・低減するという環境影響評価のベスト追求型の視点に立てば、土曾川橋りょう周辺は、住居が多く存在し、地下水位が高く水利用もあることを踏まえ、本来は、当初計画どおり現地発生土の使用が好ましいと考えられる。」と指摘しています。極めて当たり前のことですが、本当に環境を守り、住民の生活・健康を守る視座に立てば絶対にこのようなベストから真逆の最悪の場所に有害残土を持ち込むことは許されないものです。

それにも関わらず助言で有害残土持ち込みを許容してしまっていることは自己矛盾も甚だしく、環境行政にとってあってはならないことです。

(2) 助言では「II 土曾川橋りょう橋脚での要対策土の使用」に於いて、ア～サまで 11 項

目の対策を求めています。

その「<水質調査>」の「ウ」で、「地下水の流向は、重金属等の漏洩による地下水への影響の有無を把握する上で非常に重要な情報であることから、現時点で想定される橋脚基礎部付近の地下水の流向とその根拠を環境保全計画書に追記すること」と記述しています。保全計画が、流向の調査が不十分であるという技術委員会での委員の指摘をそのまま踏襲したものです。JR東海による事前の調査が不十分なのを認識しながら、それを前提にしたまま使用を容認するのは極めて無責任な対応です。

(3) 「<その他>」の「ク」で、「橋脚基礎部において要対策土を使用するに至った経緯、使用する要対策土に含まれる物質の種類や濃度、及び要対策土の運搬車両の運行計画台数を環境保全計画書に追記すること。」とされています。そもそも人が住むところに有害残土を置くべきでないという基本的な考え方に立てば、このような措置は「最悪の選択」といえます。技術委員会の委員の指摘した「納得できる説明ができていない」という問題に対し、JR東海は適切な回答がまったく示されていないという事実を反映したものです。

(4) 「<水質調査>」の「エ」などで、「地下水や土曾川の用水が田畑や養魚場で利用されていることから、飯田市とも調整の上、それらの水利用への影響の有無及び程度を的確に把握できる地点においても、継続的に水質調査を行うこと」などを求めています。これは県としても重金属の漏洩の危険性十分に認識していることを示すものです。それにも関わらず要対策土の持ち込みを容認することは矛盾した対応と言わざるを得ません。

(5) 「<その他>」の「ケ」で「周辺の地形・地質や活断層の状況を的確に把握するとともに、その内容を踏まえて土石流や断層変位による重金属等の漏洩のリスクを予め想定し、飯田市及び地域住民と共有しておくこと」と記述されています。これも県が漏洩の危険性があることを認識していることを示すものです。

(6) 昨年 11 月 14 日の技術委員会の審議において、ようやくJR東海が、漏出が発生した場合は地下水流下流側に遮水壁を設置するとするなどの対策案を示しました。しかし、この遮水壁はJR東海の用地内だけで完結できない可能性が高く、漏出時には周辺住民の所有地まで対策工事が及ぶこととなります。また、P2・P3 橋脚は国道 153 号をまたぎ、P1・P2 は 1 級河川である土曾川に近接しているため、国道地下や川底での工事が必要となる可能性があり、素人目にも実現性に強い疑問が残ります。

そもそも、ケーソン工場の現場で発生する残土を中詰めするなら、考える必要のない問題が今後生じることになるのです。

土曾川橋りょう工事への要対策土の使用は、リニア工場のケーソン基礎での使用のさきがけとなるだけでなく、このようなケーソン工事での広範な使用のさきがけともなります。このような非常識な工事は中止すべきです。

(7) 県当局がこのように要対策土の持ち込みの危険性を十分に認識しながらも、工事計画を容認していることに強く抗議いたします。

プレスリリース 別紙「助言の概要」について

「助言の概要」では、県当局の姿勢を疑う驚くべき記載がされています。

(1)「要対策土とは」では、「基準は、『一生涯(70年)、体重50kgの人が、重金属等が含まれた水を、1日2L毎日飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度』として安全側に立って堅めに設定されています。」と、JR東海とほぼ同様に、重金属類の土壌溶出量基準についての安全性を強調する記述となっています。そして「助言のポイント」には「重金属等が含有土から溶出した時は、河川、地下水で希釈されます」とか「ヒ素は、岩石・土壌や温泉に広く含まれており、地域によっては河川や地下水での濃度が環境基準値（土壌溶出量基準値と同じ値）を上回ることもあります」などとの記載があります。

しかし、地下水や河川に漏出したヒ素は稲やその他の農産物、魚、海藻などを通じてあるいは当然に飲料水として人が摂取します。

ヒ素は国際がん研究機関（IARC）によって、発がん性が最も高い（グループ1）であり、ヒ素のような意図せず食品に含まれる有害化学物質については、『「生産から消費の段階で適切な措置を講じて合理的に可能な範囲で食品に含まれる量を減らすべき」というのが、国際的に合意された考え方です。（農林水産省）https://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/kome/k_as/qa.html#3』とあるとおり、県の記述はこうした国際的な見解や国の方針とは違う立場からの見解となっています。

県の説明は、有害化学物質に対して不十分ながら基準を設けて制限を加え危険性を低減しようとしてきた環境対策の社会的な方向性に違背するものです。このような見解が他ならぬ県の環境部から出されていることに驚きを禁じ得ません。

言うまでも無く環境保全とは「経済活動の影響で、環境保全上の支障となる原因になりそうな環境負荷を低減させる取り組み」（https://gooddo.jp/magazine/land_biodiversity/environmental_protection/）です。リスク軽減が当局の役割のはずです。このような本来の役割を忘れ、事業者の代弁を行っているかのような当局の対応には多大な疑問を持たざるを得ません。

(2) さらに、「助言のポイント」では「橋脚基礎部は、構造的に十二分な対策がとられていることを県においてもチェックしています」としています。

しかし、前記の助言本文の箇所では指摘したように助言本文の記述ともかけ離れた記述となっているのは明らかです。助言において11カ所の対策を求めていることこそ計画書は「十二分な対策」では無いことを示しているのではないですか。どうしてこのような真逆の説明がなされているのでしょうか。

これでは他ならぬ環境部が県民の立場に立たず、事業者の代弁ばかり行なおうとしているとの誹りは免れません。

(3) 2回に及んだ技術委員会の会議内容から、私たちは要対策土使用について住民が抱えている心配と、技術委員会の専門家の科学的な見地に基づく指摘には共通する部分が多いと感じています。ところが「別紙」の説明内容は、JR東海が計画変更後にはじめて地域

住民に行った説明会での説明内容にそったものです。JR東海の説明に不安を感じた私たち住民は、多くの人々に呼び掛け、同じように不安を抱く人々から署名を集め、JR東海、飯田市、長野県に要対策土の使用を中止するよう求めて来ました。「別紙」の内容は話を振り出しに戻すものであって、住民の不安や、科学的な見地から懸念を示す技術委員会の委員の指摘を無視するものと言わざるをえません。

(4) 上記のように「別紙」の説明内容は、事実上JR東海の主張を代弁しているにすぎないものであり、環境と県民の安全を守るべき立場にあるはずの長野県が絶対にやっては行けない事です。

直ちに。別紙「助言の概要」を削除し、訂正文を記載し、県民に正しい情報を伝えるよう求めます。

以上